

■ 資産課税

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

延長

縮減

【改正の内容】

- ①適用期限が令和5年12月31日まで2年間延長されます。
- ②非課税限度額は、住宅用家屋の取得に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額となります。
 - ・耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋：1,000万円
 - ・上記以外の住宅用家屋：500万円
- ③受贈者の年齢要件が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。
- ④適用対象となる「既存」住宅用家屋の要件について、築年数要件が廃止され、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることが加えられます。

【改正の概要】

内容	改正前	改正案
適用期限	令和3年12月31日	令和5年12月31日
契約日	契約時期に応じて定めた金額 ※下記金額は令和2年4月1日から令和3年12月31日の間に契約した場合の金額	契約時期にかかわらず 下記に定める金額
省エネ等住宅	1,500万円 ※1,000万円(消費税率10%以外)	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円 ※500万円(消費税率10%以外)	500万円
受贈者の年齢要件	20歳以上 (贈与を受けた日の1月1日時点)	18歳以上 (贈与を受けた日の1月1日時点)
築年数要件	取得の日以前20年以内 (耐火建築物は25年以内) に建築	廃止 (改正の内容④の新耐震基準に適合していること)

上記の改正は、**令和4年1月1日（受贈者の年齢要件は令和4年4月1日）以後**に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。